

参考資料3

平成19年10月30日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
(改定日: 平成19年10月30日)

平成20年度市町村からの引き取り品質ガイドライン

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。平成20年度については、下記の基準を用います。

1. ガラスびん

(1) ガラスびんに求められる引取り形態

- ① 無色・茶色・その他の色の3区分に色分けされていること。
- ② 色毎に10トン車1台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

(2) ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん1トン中の混入g数)	許容範囲の目安
①びんのキャップ	アルミニウム 30g	28mm口径のアルミキャップで20個程度
	スチール 50g	50mm口径のスチールキャップで10個程度
	その他の金属 50g	
	プラスチック 500g	28mm口径のプラスチックキャップで130個程度
②陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さめな破片1個程度
③石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml酒類びん1本程度
⑤色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml酒類びん2本程度
⑥ガラスびんの中の中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい
⑦ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
⑧プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで

※ ガラスびん1トンとは720ml酒類びんで約2000本になります。

(3) 分別上の留意点

- ① 分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンクなどの内容物が入っているガラスびんです。
(注) 効薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。
- ② 無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。
(注) 口部を見ると判別できます。
- ③ 哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。
- ④ 食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。
- ⑤ 化粧品用のガラスびんの組成は、一般的のガラスびんとほとんど同じですので、通常通り分別収集を行ってください。

2. PETボトル

ベール（圧縮され、結束材でこん包されたPETボトル）化されたもの

(1) ベールに求められる性状

- ①安定性：運搬や移動作業中の荷崩れのないこと。
- ②バラケ性：再生工場での解体が容易であること。

(2) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※	重量	結束材
①600×400×300mm	15～20kg	PP または PET バンド
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	番線※

※寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。

実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※番線の材質は錆の少ない亜鉛メッキ鉄線を推奨します。

また、番線は小型・中型の減容機には使用しないでください。

(3) ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。

目標とする良い品質として、次のようなモデル事例を推奨します。

項目	規格
①キャップ付きボトル	10%以下
②塩ビボトル	0.5%以下
③ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
④材質識別マークのないPETボトル	1%以下
⑤ガラスびん	なし
⑥アルミ缶・スチール缶	なし
⑦紙製容器	なし
⑧その他の夾雑物	なし

※PETボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他厚生省で定める行為（こん包：厚生省令平成11年度第65号で規定）を行うことをいいます。

3. 紙製容器包装

1. 引き取り形態

分別基準にあるとおり、結束又は圧縮されているものです。

なお、結束の場合、かさ張る紙箱等は潰して平板としてください。

また、少量の場合にはフレコンによる引き取りも行います。

2. 品質基準（目標）

項目	目標	備考
1) 水分	12%以下 ※1	水分を測定する必要はないが、収集・保管時に水にできるだけぬらさないようにすることにより対応する。
2) 食品残渣	付着していないこと ※2	食品残渣が除去されず付着しているものが混入しないようする。
3) 紙製容器包装以外の紙類	混入10%以下	チラシ、雑誌、新聞等の紙類が混入しないようにする
4) 紙製容器包装で再商品化義務の対象外の容器包装	原則として混入していないこと	段ボール及び飲料用紙容器（アルミなし）が混入しないようにする
5) その他異物	混入していないこと	プラスチック類、金属類、陶磁器、石類、ガラス、木片、布織維等の異物が混入しないようにする

※1. 古紙標準品質規格表に準拠

※2. 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう住民を指導されたい。」とあります。

4. プラスチック製容器包装

(1) プラスチック製容器包装

1. 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ペールという）です。

「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベーラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。

2. ペールに求められる性状

- ・ 安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと

なお、ペールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。

- ・ 衛生性：ペールから臭気の発生がないこと

腐敗性有機物が付着、混入していないこと

- ・ パラケ性：再商品化施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を当面の目安としてください。）

- ・ 収集袋の破袋：収集袋は破袋され、異物が除去されていること。

3. ペールの寸法、重量、結束材

ペールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1100mm×1100mm角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) *	重量 (kg)	結束材
①600×400×300	18～20	PPまたはPETバンドまたはフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1000×1000×1000	250～350	同上

* 寸法の 600×400mm、1000×1000mm はプレス金型の寸法を示します。

実際のペールの寸法はこれより少し大きくなります。

* 「推奨」ですから、ローリングタイプのペールを排除するものではありません。

* 番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

4. ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質がよくなければなりません。

項目	基準	備考
① 分別基準適合物である 容器包装プラスチック	90%以上(重量比)	
【異物等】		
② 汚れの付着した容器包 装プラスチック	混入していないこと	食品残渣等（＊1）が付着し て汚れた物や生ごみ。 土砂や水分（重が垂れてい る）で汚れた物
③ 指定収集袋および市販 の収集袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販の 収集袋
④ 容り法でPETボトルに 分類されるPETボトル	混入していないこと	
⑤ 他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器 包装
⑥ 容器包装以外のプラス チック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテ ープ、懐中電灯、おもちゃ等 の容器包装以外のプラスチック 製品
⑦ 事業系の容器包装プラ スチック等	混入していないこと	業務用容器、結束バンド等
⑧ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス・金属・布、 陶磁器、土砂、食物残渣、生 ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等 の異物。 医療系廃棄物（＊2） 危険品（＊3）

（＊1）分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策
から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去でき
るものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚
れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

（＊2）医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある注射針、注射器、点滴セットのチューブ・
針（輸液パック部分は除く）等。

（＊3）危険品とは、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性がある
もの、および刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。

(2) 白色の発泡スチロール製食品用トレイ

1. 引き取り形態

- 透明ポリエチレン製袋に回収トレイを入れ密封こん包されているものです。

2. 密封こん包に求められる性状

- 衛生性：こん包はしっかり密封されていること
透明ポリエチレン製の袋であって、腐敗性のものや土砂などで汚れていないこと

3. 透明ポリエチレン製袋の寸法

透明ポリエチレン製袋の寸法はトラックへの積載効率や、作業性を考え、次の2種類の寸法を推奨します。

寸法(mm)	重量(kg)	フィルムの厚さ
①1500×1200	2.5~3.0	25μ
②1200×1000	1.7~2.0	25μ

4. こん包の品質基準

再商品化を効果的、効率的に行なうためには、原料となるペールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
① 分別基準適合物である白色の発泡スチロール製食品用トレイ	90%以上(重量比)	洗浄・乾燥済みの両面とも白色のトレイに限る
【異物等】 ② 汚れが付着したもの	混入していないこと	食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ。 土砂や水分(重が垂れている) で汚れた物
③ 非白色発泡スチロール製トレイ	混入していないこと	色物、柄物トレイ
④ ②③以外のトレイ	混入していないこと	PE、PP、PET、非発泡PS
⑤ トレイ以外のプラスチック製容器包装	混入していないこと	カップ麺、緩衝材
⑥ 上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑦ 水分	密封こん包内部に水滴が発生しないこと	洗浄、乾燥されているトレイを分別収集することにより対応する

以上